

平成27年第2回鴨川市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時 平成27年8月5日（水）午後1時30分から午後3時30分

2. 場所 鴨川市役所 4階 400会議室

3. 出席者

（1）委員

村尾佳子、樋口洋子、高橋隆一、黒野秀樹、川上正利、林宗寛、鈴木美一、脇坂保雄、鈴木邦夫、小木慎治

（2）鴨川市国民健康保険条例施行規則第14条の規定により出席した者

長谷川孝夫市長

税務課 小原由行課長、渡邊寿美課長補佐

健康推進課 牛村隆一課長

市民生活課 原一郎課長、塚越均課長補佐

国保年金係 山口文子係長、小原富裕主査

4. 次第

（1）開会

（2）市長あいさつ

（3）会長選出

（4）会長あいさつ

（5）議件

①平成26年度国民健康保険特別会計決算について

②短期人間ドックの助成について

③その他

（6）閉会

5. 会議内容

別紙のとおり

6. 会議の傍聴者等

なし

1. 開会

(司会)

皆様、こんにちは。本日、進行を努めさせていただきます、市民生活課の山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

1点目として、平成27年第2回鴨川市国民健康保険運営協議会次第、2点目として、鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿、3点目として、国民健康保険運営協議会関係法令等（抜粋）、4点目として、資料1・資料2・資料3・資料4です。以上ですが、皆様お手元でございますでしょうか。不足がございましたら、お申し出ください。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成27年第2回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日、委員の欠席の連絡はございませんでした。これにより、本日の出席は10名です。鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条の定足数に合致することを報告いたします。

また、本運営協議会の会議につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき公開とさせていただきます。また、議事録作成のため会議を録音させていただきますので予め、ご了承ください。

なお、本日の傍聴の申込みはありませんでした。

それでは、次第により進めさせていただきます。このたび、国民健康保険運営協議会委員の選任替えがございました。

全委員及び事務局の紹介をさせていただきます。会議資料の「鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿」をお配りしていますとおり、10名の皆様に委員としてご就任いただいております。

※ 委員紹介

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

※ 自己紹介

2. 市長あいさつ

(司会)

それでは、長谷川市長より、ごあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

こんにちは。大変お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。今多くの海水浴客がいらっしゃっていますが、その監視員としてライフセーバーの方をお願いしていますが、激励に行ってきました。今5つの海水浴場を開設していますが、濃霧が発生していて監視員や漁師に聞いてみました。こんなにも長く濃霧が続くのはめずらしく、鴨川だけでなく、銚子沖から外房一体にかけて発生していて、事故も起きやすくなっています。漁船が座礁したとの新聞記事もありました。暑さといい、異常気象によっていろいろと心配することがあります。

本日は、大変お忙しい中、第2回目となります鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきましたところ、委員全員のご出席を頂きまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方に

は、日頃から、本市の国民健康保険事業をはじめとする市政の運営に当たりまして、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

国は、6月30日、経済財政運営の基本方針いわゆる「骨太の方針」を閣議決定いたしました。現在、国の財政赤字は約16兆円に上り、今後の経済成長にて歳入を増やしながら、歳出の伸びを抑え、平成32年度には基礎的財政収支いわゆるプライマリーバランスを黒字化する計画を盛り込んだところであります。しかしながら、平成37年度には団塊の世代が後期高齢者となることから、社会保障費の増大が極めて心配されておるところでございます。社会保障費の中でも、とりわけ医療費については、年40兆円、毎年1兆円規模で増加しており、今後の医療費の削減・抑制に向けた対策が示されました。

さて、市町村が運営する国民健康保険については、被用者保険と比較致しまして、高齢者や低所得者の加入割合が多いこと、あるいは昨今の高齢化に伴い、医療費の増大などの構造的な問題を抱えており、どの保険者においても厳しい財政運営を強いられているというのが実態でございます。

このため国では、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう検討を進めてきたところでございます。去る5月27日、通常国会にて医療保険制度改革法が可決されております。この中で国民健康保険に関する部分について、2点ほどお話させていただきます。

1点目は、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体になること、2点目は、国民健康保険の財政基盤を強固なものにするため、平成27年度から約1,700億円、さらに平成29年度以降はその倍の約3,400億円の公費投入による財政支援を行うことが示されました。並行して、都道府県と市町村の役割分担については、保険税の徴収、国保の資格管理、保健事業といった現在市町村が行っている業務については、継続して行うことが示されました。今後、都道府県と市町村との共同運営に向けた動きが、本格化して参ると存じております。本市におきましても、このような国の動向を注視しつつ、保険税収納率の向上、医療費の適正化に取り組んでいるところでございます。また、平成26年度においては、安定的で持続可能な国民健康保険制度の事業運営を図るため、保険税率等の改定を行ったところでございます。

以上のことを踏まえ本日の鴨川市国民健康保険運営協議会におきましては、平成26年度鴨川市国民健康保険特別会計の決算等について協議をしていただきます。

それぞれの委員のお立場、様々な面で忌憚のないご意見をいただければ幸いに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 会長選出

(司会)

続きまして、会長及び会長代理の選出でございますが、皆様に、お諮りしたいと存じます。会長が決まるまでの間、座長を市長にお願いしたいと存じますが、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしのご意見がございましたので、会長が決まるまでの間、市長に座長をお願いいたします。

(市長)

それでは、会長さんが決まるまでの間、座長を務めさせていただきます。初めての委員さんもいらっしゃるので、国保運営協議会に関する法令等について、事務局より説明をお願いします。

(市民生活課長)

資料の国民健康保険運営協議会関係法令等（抜粋）をご覧ください。既にご高承の委員もいらっしゃると思いますが、国保運営協議会は、国民健康保険法第 11 条に基づいて、市町村に設置したものです。国民健康保険の事業運営に係る重要事項を審議する機関でございます。従いまして、予算・決算・条例改正などの議会の議決を得る案件等は、重要事項として委員皆様からのご審議を頂戴いたすものと相成ります。

次に協議会の会長など組織につきましては、国民健康保険法施行令第 5 条に、協議会に会長を 1 人置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。会長の選任については、2 ページの鴨川市国民健康保険条例施行規則第 4 条第 2 項に、会長の選挙は、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者をもって当選者とする。また、委員中に異議のないときは、他の方法を用いることができることとされています。

会長代理の選出についても会長の選挙に準じて行うこととされています。

以上、協議会の目的及び会長選出の根拠です。

(市長)

会長の選出でございますが、ただ今、説明にございましたように、会長は公益を代表する委員の中から選出することになっております。また、会長の選出は無記名投票を原則としておりますが、委員の皆様の異議のないときは他の方法を用いることができるとされております。選出の方法はいかがいたしましょうか。

ご意見等ございましたら、ご発言ください。

(高橋 隆一委員)

「指名推薦で」

(市長)

指名推薦という意見がございますがこれでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、指名推薦ということにさせていただきたいと思っております。会長候補をご推薦いただきたいと思います。

(高橋 隆一委員)

鈴木 美一委員さんではいかがでしょうか。

(市長)

ただ今、高橋 隆一委員さんの方から、鈴木 美一委員さんを会長にという意見がございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、委員皆様のご賛同を得ましたので、鈴木 美一委員さんをお願いいたします。会長が決定いたしましたので、ここで座長の職を解かしていただきます。ありがとうございました。

4. 会長あいさつ

(司会)

それでは、恐れ入りますが、会長に選任されました鈴木 美一委員さんには、会長席にお移りくださいますようお願いいたします。

会長となりました、鈴木 美一委員さんにご挨拶をいただきたいと存じます。

(会長)

公益代表の委員が、私を含め3人しかいないということで、その中からご指名をいただきました。これまでも何年間かやらせてもらいましたが、国民健康保険の運営は厳しい状況にあります。特に、平成30年から広域化、県が運営することになります。旧委員さんをご承知のように、平成29年からということで保険料の値上げをさせていただきました。1年間ずれたことで、今後どのようにするか検討をいただく重大な問題となります。

(司会)

ありがとうございました。それでは、次に鈴木 美一会長に、会長代理の選出をお願いしたいと存じます

(会長)

それでは、会議を進めさせていただきます。始めに会長代理の選出でございますが会長の指名でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしの声がございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは皆様のご了承をいただきましたので、公益代表の鈴木 邦夫委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、委員皆様のご賛同をいただきましたので、鈴木 邦夫委員さんを会長代理として決定をさせていただきますと思います。

鈴木委員あいさつをお願いします。

(鈴木邦夫委員)

僭越ながら会長代理ということでよろしくお願いします。

(議長)

鈴木委員さんはこのような仕事をされていて、退職されて8年ということですけど、十分精通された方ですので、よろしくお願いします。

(司会)

ありがとうございました。それでは改めまして議件に移らせていただきたいと思います。なお、鴨川市国民健康保険条例施行規則第6条によりまして、会長が議長となることになっておりますので、鈴木 美一会長に議長をお願いいたします。

5. 議件

(議長)

それでは、議件に入らせていただきます。議件1「平成26年度国民健康保険特別会計決算について」、事務局より説明をお願いします。

(原市民生活課長)

議件1「平成26年度国民健康保険特別会計決算について」説明いたします。初めて委員になられた方もいますので、はじめに概況について説明させていただきます。

資料1「鴨川市国民健康保険の状況について」をご覧ください。1ページです。被用者保険いわゆる社会保険に加入している方以外の74歳までの方が国民健康保険に加入します。26年度末の世帯数6,609世帯、25年度末と比較して47世帯の減。総世帯数に対する加入割合は41.2%です。被保険者数いわゆる加入者ですが、26年度末で一般被保険者数が10,408人、退職被保険者が710人で、25年度末と比較して、一般被保険者が141人の減、退職被保険者が93人の減となりました。世帯数、被保険者数ともに減少しています。しかしながら、65歳から74歳までの前期高齢者の割合は増加しています。

2ページをご覧ください。国民健康保険の医療費の推移についてです。26年度は、36億5,001万2,000円で、25年度と比較すると3,435万9,000円、0.9%の減となっています。医療費が減少しているのは稀なことです。原因としては、被保険者の減少によるものと推察されます。今後も医療費が減少するかは注視してみないといけないと思われます。

3ページをご覧ください。療養給付費の内訳です。入院・入院外いわゆる外来・歯科・調剤・食事療養・訪問看護ですが、一番多いのは外来、ついで入院にかかる療養給付費となっています。

4 ページをご覧ください。加入者状況、医療費の状況を踏まえて、国民健康保険の財政状況は、26 年度の歳入総額は 47 億 1,246 万円、歳出総額は 46 億 149 万 7,000 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、1 億 1,096 万 3,000 円の黒字となりました。前年度に比べて黒字の幅が 7,600 万円の減額となりました。形式収支から、基金繰入金、前年度繰越金を差し引き、基金積立金を加えた単年度の実質収支は 7,636 万 3,000 円の赤字となり、継続的な赤字となっています。26 年度から保険税率を引き上げたことにより、実質収支の赤字額は、前年度に比べて 6,920 万 3,000 円減りました。

歳入の構成割合は、保険税が 22.3%、それ以外は公費ですが、国庫支出金が 20.7%、前期高齢者の人数により交付される前期高齢者交付金が 25.6%などとなっています。

歳出の主なものは、保険給付費が 66.2%、後期高齢者支援金が 12.9%、介護納付金が 5.9%となっています。

5 ページをご覧ください。保険税についてです。26 年度の調定額は、10 億 7,313 万 7,900 円で税率を引き上げたことで前年度と比較して、1 億 1,396 万 2,400 円、11.9%の増となりました。26 年度の収納率は 92.1%で、前年度より 0.54%の増となりました。

6 ページをご覧ください。保健事業についてです。人間ドックの受診状況で、年々 10 から 20 名増加しています。40 歳から 74 歳の方を対象にした特定健診・特定保健指導の受診状況では、特定健診の受診率は毎年 30%弱です。

以上が鴨川市の国民健康保険の概況です。

このような状況を踏まえて、平成 26 年度の国民健康保険特別会計の決算についてです。資料 2 をご覧ください。

4 ページをご覧ください。左側の歳入をご覧ください。保険税ですが、税率改正により 10 億 4,993 万 4,000 円で、前年度と比較して 1 億 778 万 3,000 円、11.4%の増となっています。国庫支出金ですが、医療費の負担に応じて国から交付され、2.7%減の 9 億 7,541 万 1,000 円です。前期高齢者交付金ですが、65 歳から 74 歳までの医療費の負担を保険者間で調整するもので、対象者の増加により、前年度比 2.3%増の 12 億 503 万 2,000 円となっています。県支出金につきましても、5.1%増の 2 億 5,278 万 9,000 円となっています。共同事業交付金ですが、県内の保険者が財政負担の平準化を図るため拠出金を出し合い、交付金を支払うもので前年度比 6.2%減の 4 億 9,209 万 6,000 円となっています。繰入金ですが、歳入の不足を補うために一般会計から繰り入れするもので、対前年度比 21.2%増の 2 億 1,045 万円となっています。基金繰入金については、1 億円を繰り入れております。繰越金ですが、前年度の歳入歳出差引残額を繰り越したもので、前年度比 41%増の 1 億 8,732 万 5,000 円です。歳入の総額については、前年度比 998 万 5,000 円、0.2%増の 47 億 1,246 万円となります。

次に歳出についてです。右側をご覧ください。まず、保険給付費の総額ですが、前年度比 1,239 万 2,000 円、0.4%減の 30 億 4,798 万 4,000 円でございます。次に後期高齢者支援金等ですが、前年度比 2.1%減の 5 億 9,510 万 9,000 円です。次に介護納付金ですが、40 歳以上 64 歳の介護保険の第 2 号被保険者にかかるもので、前年度比 2.3%減の 2 億 7,117 万 8,000 円でございます。特定健診等事業費ですが、40 歳以上の方を対象とした生活習慣病予防のための特定健診・特定保険指導に係る費用で、特定健診対象者の減少によりまして、6.1%減の 1,930 万 1,000 円です。その他保健衛生普及費として、ジェネリック薬品の差額通知・医療費通知・短期人間ドックの助成等で前年度比 10.0%の増で 1,364 万 7,000 円です。

歳出の総額は、対前年度比 1.9%、8,634 万 8,000 円増の 46 億 149 万 7,000 円でございます。

つづいて、資料3をご覧ください。平成23年度から平成28年度の決算額及び決算推計でございます。26年度から28年度の国保会計を見込んで、26年度に税率の引き上げを行ったものです。前回の運営協議会においても、推移がどうなのか見ていくようにとの意見がありました。

1の歳入決算額ですが、主な内訳の保険税は、26年度は10億4,993万4,000円、27年度は10億円、28年度は9億7,500万円との推計です。減少の理由ですが、加入者の減少によるものです。

2の歳出決算額ですが、保険給付費については、若干の微増を見込んでいます。

これらを踏まえ、4の財政調整基金ですが、26年度は1億3,986万7,000円となりました。27年度は3,986万7,000円、28年度には0円となります。差引残額と財政調整基金の合計は、26年度は2億5,083万円、27年度は1億6,140万2,000円、28年度は344万5,000円となり、こちらが実質の財源となります。

5の単年度収支の状況ですが、26年度は7,636万2,000円の赤字、27年度は8,942万8,000円の赤字、28年度は1億5,795万7,000円の赤字です。単年度収支の赤字を財政調整基金等で補い、解消していくことになります。別の要因で変わることもありえますが、現状では、引き上げの際に想定した状況と変わりなく推移しています。

以上で、26年度の決算及び28年度までの見通しについての説明を終わります。

(議長)

ただ今、市民生活課長から資料1・資料2・資料3について説明がありました、平成26年度国民健康保険特別会計決算についてでございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議がなければ審議は終了いたします。

次に、議件2 短期人間ドックの助成について、事務局より説明をお願いします。

(原市民生活課長)

それでは、議件2の短期人間ドックの助成について説明いたします。資料4をご覧ください。1ページです。改正の趣旨ですが、国民健康保険被保険者の健康の保持増進を目的に、被保険者が受診する短期人間ドック費用の一部を助成しています。平成26年度は、受診者は196人、事業費は890万8,000円で行いました。前年度は178人、784万6,000円であり、約20名、106万2,000円の増となっています。一方、特定健康診査等の受診者は2,034名、事業費は1,930万1,000円です。国保財政は緊迫しており、短期人間ドックの助成事業について見直す必要があると考え、ご提案いたすものです。助成額の見直しについては、多くの被保険者が利用できるよう、助成額の上限を引き下げたいものです。可能であれば、この削減額を特定健康診査受診者の個人負担金の引き下げの原資として活用したいと考えています。

改正の内容ですが、現在は人間ドックの検査に係る費用の7割、助成額の上限を7万円としていますが、引き下げの検討をお願いしたいものです。

また、助成の要件として、「前回助成を受けた後1年以上を経過していること」としてはありますが、

こちらを「年度内に1回受診」に、1年以上経過してからだと使い勝手が悪く、例えば去年は7月に受けたが、今年は用事があるので6月にしたいとした場合受けることができません。また、特定健康診査を受診した場合は、短期人間ドックは受けられません。また対象年齢ですが、現在30歳以上の方が受けた場合に補助をしています、特定健康診査の対象者と同じに40歳以上の者に引き上げた方が良いのではないかとということです。

資料の2ページです。こちらは申請の状況です。1は、亀田健康管理センター・東条病院・国保病院・小田病院・安房地域医療センターの医療機関ごとの申請状況です。平成23年度から平成26年度までの合計件数は158件から196件と増加しております。検査種別では196件のうち137件とほとんどの方が1日ドックを受けています。市の負担金額別では7万円を助成している方は14件、5万円以上7万円未満の方は54件、4万円以上5万円未満の方は28件、3万円以上4万円未満の方は89件、3万円未満の方が11件です。

3ページに移ります。2は年代別の申請状況です。60代・70代が多くなっております。3は限度額別の市の負担金についてです。限度額7万円の場合、現在の市の負担額は890万8,435円ですが、これを5万円に引き下げた場合は、市の負担額が818万1,081円となり現行との差額は72万7,354円となります。限度額を4万円に引き下げた場合は、731万9,627円となり現行との差額は158万8,808円となります。限度額を3万円に引き下げた場合は、586万5,784円となり現行との差額は304万2,651円となります。

4ページをご覧ください。県下の主な市の実施状況です。負担割合は7割のところが多くなっています。助成額の限度額については、2万円から7万円までとなっています。特定健診との受検関係について、どちらか一方のところが多くなっています。対象年齢については、30歳以上・35歳以上・40歳以上それぞれです。また受検頻度については、年度内1回のところが多くなっています。以上が改正の趣旨・現状についての説明となりますので、審議のほどよろしくお願いします。

(議長)

今の説明の中で、対象年齢を30歳以上から40歳以上にすることは今回の改正には入っていないですか。

(原市民生活課長)

議案の中には、書いていませんが併せて審議をお願いします。

(議長)

5ページの新旧対照表の第2条第2号も改正されていませんが。

(原市民生活課長)

こちらも変わってきます。

(議長)

改正の内容については、年度内1回にすること、助成額の上限を改正すること、対象年齢を40歳以上にすることの3点です。

助成額の上限額についてですが、7万円から急激に4万円とかに下げるより、5万円というのはどうでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

年齢を30歳以上から40歳以上にすることについてはどうでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

「前回受けた後1年以上経過していること」から「年度内1回受診」にかえることは特に問題はないと思いますが如何でしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がなければ審議を終了します。

続きまして、今後の見通しについて審議したいと思います。

資料3を見ていただいて、27年度・28年度・29年度をどうするのか、話が出て来なければいけません。2の歳出決算額で、26年度・27年度・28年度と微増と言っていましたが、4～5億増えています。その中で共同事業拠出金が増えています、この辺の説明をお願いします。もう一点、一般会計の繰り入れが増えています、法定内繰り入れによるものですか。

(原市民生活課長)

共同事業拠出金ですが、県内市町村が拠出金を出し合って、高額な医療費の支出があったときに支出するものであって、今までは30万円を超えるものから27年度から1円を超えるものへと範囲が広がりました。歳入と歳出それぞれ5億円ずつ増えています。もう一点の一般会計繰入金が増えていることについては、法定内の繰り入れによるものです。

(議長)

27年・28年は1,700億円、29年は3,400億円国から投入されることについては、影響はありますか。

(事務局)

27年の公費投入1,700億円については、27年度の歳入一般会計繰入金の中の基盤安定繰入金がありまして、26年度から27年度にかけて約6,000万円増えています。その部分が充当されることになっています。27年度は1,700億円、29年度はその倍の金額が入ってくる予定となっています。

(原市民生活課長)

今現在の予定であって、まだはっきり決まっていない状況です。もう少し詳しい情報が入ってくれば29年度以降の歳入の推計も変わってくると思われます。

(議長)

29年度どうしていくか、ある程度の考えはありますか。

(原市民生活課長)

単年度収支で、28年度で1億5,795万7,000円の赤字ということで、このままでいくと赤字がさらに増える見込みです。医療費はこのまま増加するのか、国の財政的な支援がどの程度になるのか、はっきりしないところです。もう少し明確になればご提案できると思われます。

(議長)

今回値上げをするときに、いろいろありました。

29年度からこうなるとわかっていて、保険料が値上がりしなければいけないのではないかな。

小木委員が言ったように被用者保険は自分たちで賄っているのに、市民の税金を投入する一般会計からの繰入れをすることはあまりしたくないと思います。でもそれをせざるを得ない状況になるかもしれません。保険料を値上げするか、一般会計から繰り入れをして今の保険料を維持するか、の方法になると思います。市長の考えは如何でしょうか。

(市長)

内部におきましても検討し、事務局レベルではもう少し推移を見てから、仮に広域化になったときに、その後の処理がどうなっていくか、つかめない部分があり、そのようなことを踏まえまして、しかし、17%引き上げたばかりでありますので、ただ、一度に上げるよりも少しずつ上げていった方がいいよという意見もあります。そのようなことも踏まえまして、今日の会議で結論は出ないわけでありまして、委員皆様の意見や市民の意見を聞いて判断していきたいと思っています。一般会計からすぐに入れるということは考えていません。また、入れないとも考えていません。もう少し推移をみながら検討していきたいと思っています。

(議長)

推移とか状況については、全くわかりませんか。国や県からはありませんか。

(原市民生活課長)

5月に法案がとおり、これから県と市町村による具体的な方策が進められるところです。情報についても、なかなか来ない状況です。

(市長)

前回上げさせていただいて、年間の保険料が94,000円ぐらいで千葉県下では中間ぐらいです。そのようなところも少しみさせていただこうかと思っています。

(事務局)

県の平均が 97,631 円で、鴨川市は 94,813 円です。

(議長)

資料 1 の 4 ページを見ていただき、歳入歳出構成割合のグラフで保険料、加入者が払っている分ですが、全体の 4 分の 1 に達していません。4 分の 3 以上は、国からの支出金、前期高齢者交付金などで、基本的には、全部保険料で賄わなければいけません、それは無理なのでこのような状況にあります。被用者保険ではどうですか。

(小木委員)

被用者保険の場合、85%は保険料です。

(議長)

それから思えば全然違うというのが現実です。被用者保険というのは、中小企業の方が加入していて、85%は保険料で賄っています。それからみれば、22%なので少ないと理解しておいた方が良いでしょう。

(市長)

前回の引き上げが 17%ぐらいでした。それでも千葉県下では、中間ぐらいです。29 年度に引き上げるか、徐々にあげていくか、徐々に上げるにしても、上げたばかりでまたかよという声もあるでしょうし、もう少し国からの状況がわかったらというのが正直なところです。会はあと何回ありますか。

(原市民生活課長)

年明けにあと 1 回あります。

(協坂委員)

あと 1 回の会議で、はっきりした情報がない中で決めるのも如何なものかと思う。事務局でなるべく的確な情報をキャッチして、あの時上げでいけば良かったというような後悔しないような方法がよい。

(議長)

会議を開催することは、予算が伴うことなので難しいかもしれませんが、もしいけなければ臨時に何か分かった段階で説明していただくのも一つの手段かなと思います。ある程度の方が見えてきたら、情報提供をお願いしたい。場合によっては、臨時に会議を開催するかもしれませんが、その時はよろしくお願いします。

その他何かありますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後 3 時 30 分

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、議事録の内容について確認し署名します。

平成27年10月1日

鴨川市国民健康保険運営協議会

委員 鈴木 美一